

「第10回特別弔慰金」の請求はお済みですか

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、最優先順位の遺族1人に特別弔慰金を支給しています。これまで請求をされていない方は、請求期間の締切間近ですので、請求窓口で手続をお願いします。

◆支給対象者

戦没者などの死亡当時の遺族で次に該当する方

- (1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2)戦没者などの子
- (3)戦没者などの

- ①父母 ②孫 ③祖父母
- ④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していたことなど、要件を満たしていたかによって順番が入れ替わります。

- (4)前記(1)から(3)以外の戦没者などの三親等内の親族(甥・姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。

◆支給内容

額面25万円

5年償還の記名国債

◆請求期間

平成30年4月2日まで

◆請求窓口

・本庁健康福祉課福祉係

・佐賀支所 地域住民課 総合窓口

第2係

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2116

障がい児長期休暇支援事業の利用について

春休み期間中に日中活動の場所を提供することで、児童の健全育成を図るとともに、その家族の介護負担を軽減することを目的に障がい児長期休暇支援事業を実施します。

◆対象者

○特別支援学級および特別支援学校在学中の方

○在宅で生活している18歳以下の身体障害者手帳か療育手帳をお

持ちの方

○18歳以下の発達障害(自閉症・アスペルガー症候群・学習障害・

注意欠如/多動性障害など)の方

◆期間

3月22日(木)～4月6日(金)

土日休み

◆時間

午前8時30分～午後5時30分

◆内容

レクリエーション・音楽療法

リハビリテーション・創作活動

日常生活動作の支援

療育など支援

◆利用料金(1人当たり)

1日600円

半日300円

◆開催場所

大方誠心園

◆持参するもの

昼食

(事前の申込にて1食300円で提供できます。)

○お申し込み・お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2116

パートタイムで働いている皆さんへ

パートタイムで働いている皆さんへ

パートタイム労働法についてのご相談を受け付けています。

「正社員と同じ仕事をしているのに、パートというだけで待遇が大きく違っていているが…」「賃金が正社員に比べて低く、働き、貢献に見合った処遇がなされていない」などの相談を受け付けています。相談は無料で、匿名でも受け付けていますので、遠慮なくご相談ください。

○お問い合わせ

高知労働局雇用環境・均等室

☎ 088-885-6041

